

第2章 緑の現況と課題

1 都市の現況

(1) 位置と気候

本市は静岡県西部に位置し、東西約15km、南北約17kmで、面積は、108.56km²となっています。

年平均気温は17度前後の温暖な気候で、冬は西からの季節風のため乾燥した晴れの日が多く、「遠州の空っ風」と呼ばれる地域特有の強い西風が吹きます。



(2) 地形・水系

本市の地形は、市街地を取り囲むように市域中央東部の小笠山丘陵地、北東部の宇刈丘陵地、北西部の磐田原台地が形成され、丘陵地の裾から南部の浅羽海岸までは、太田川や原野谷川の流域に沿って沖積平野が広がっています。



小笠山丘陵地



原野谷川

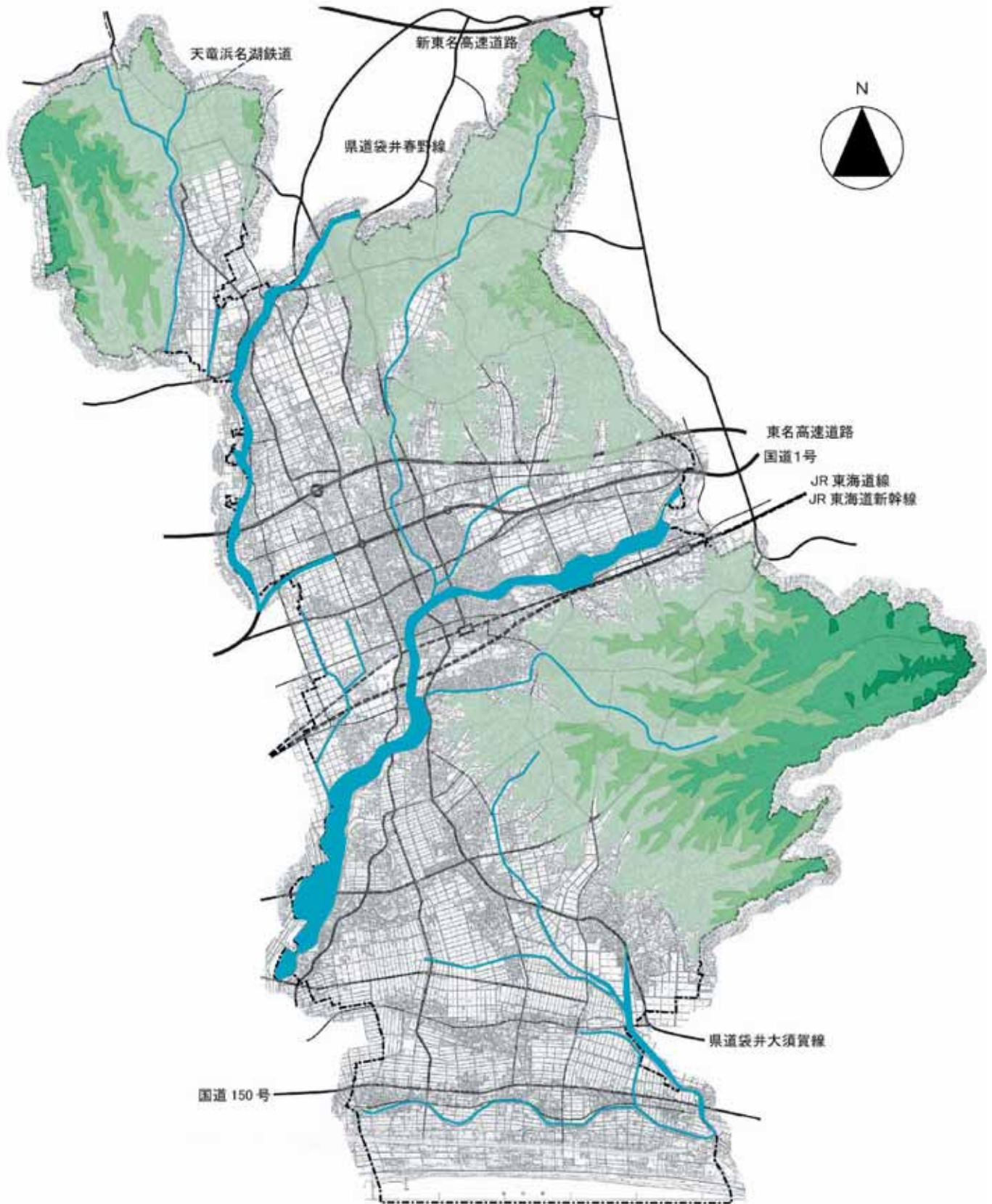


田園



浅羽海岸

地形・水系図



	200m 以上		河川
	100m 以上 200m 未満		主要道路
	60m 以上 100m 未満		鉄道
	20m 以上 60m 未満		行政区境界
	20m 未満		

(国土利用計画袋井市計画)

(3) 人口

平成17年の国勢調査による本市の人口は82,991人で、世帯数は28,340世帯です。

過去5年間の人口増加率は5.4%で、県平均の0.7%を大きく上回っており、人口が増加している数少ない都市です。

また、65歳以上の高齢化率は17.2%で、県平均の20.5%を下回っており、人口構成の若い都市です。

年 度	H2	H7	H12	H17	H27	H37
人口 (人)	68,966	74,826	78,732	82,991	88,100	91,300
世帯数 (戸)	18,840	22,402	25,385	28,340	30,900	33,200

※平成27年度以降は、袋井市都市計画マスタープランの人口フレーム

(4) 土地利用

本市の市街地とその周辺は、用途地域の指定によって、住居系、商業系、工業系の土地利用の誘導が図られ、土地区画整理事業などの市街地整備が行われています。

また、本市は、農地と森林の面積が市全体の約55%を占めており、これらの地域は、主に農業振興地域として指定されています。

(単位：ha)

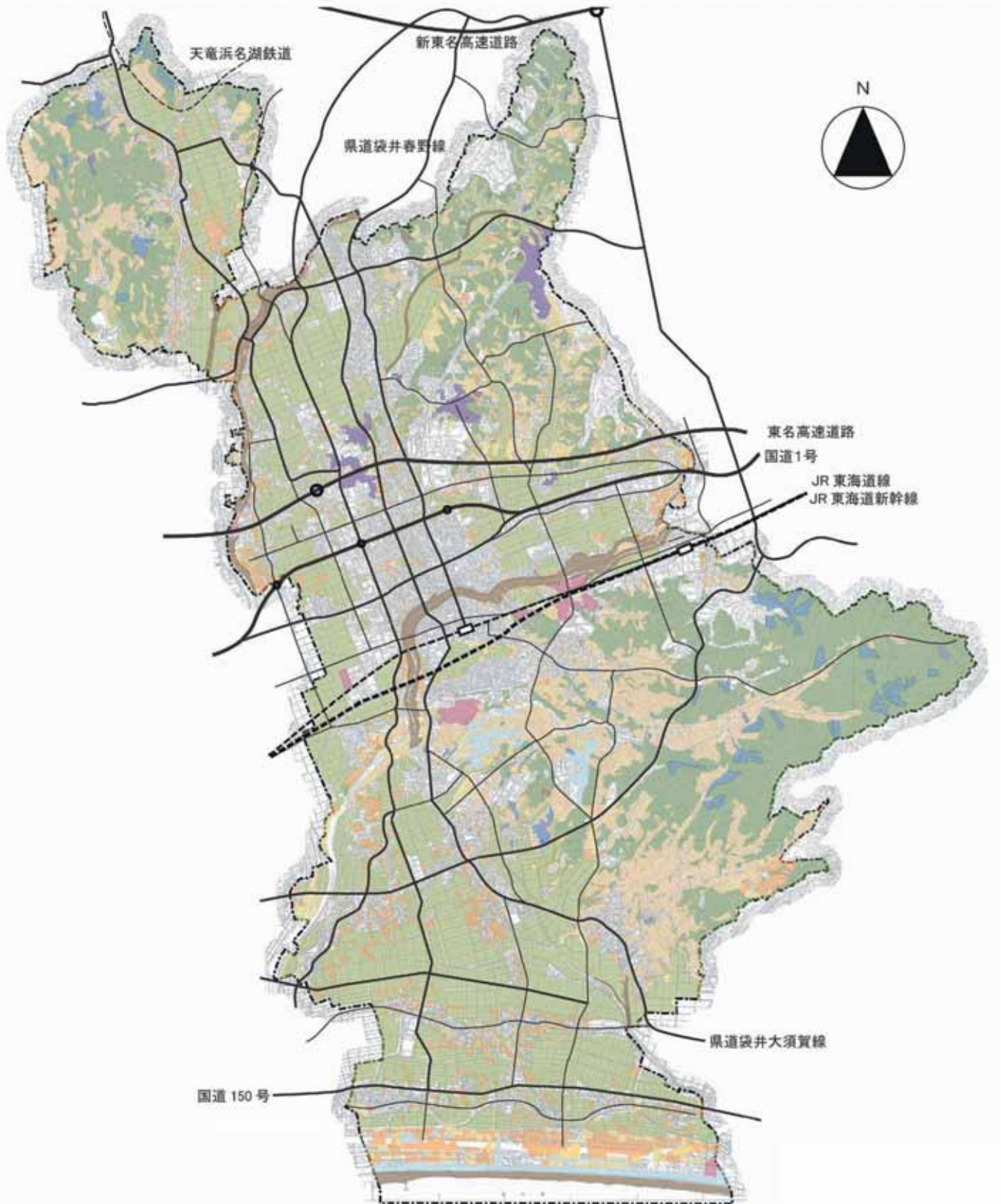
区分	農地	森林	原野	河川・水面	道路	宅地	その他	合計
面積	3,690	2,222	121	602	1,095	1,865	1,261	10,856

(袋井市都市計画マスタープラン)

(5) 植生状況

市街地を取り囲む緑豊かな丘陵地は、クヌギ・コナラ等の森林と森林を開墾して造られた茶畑や果樹園等の農地により形成されており、小笠山総合運動公園南東には、植生自然度の高い森林が多く見られます。

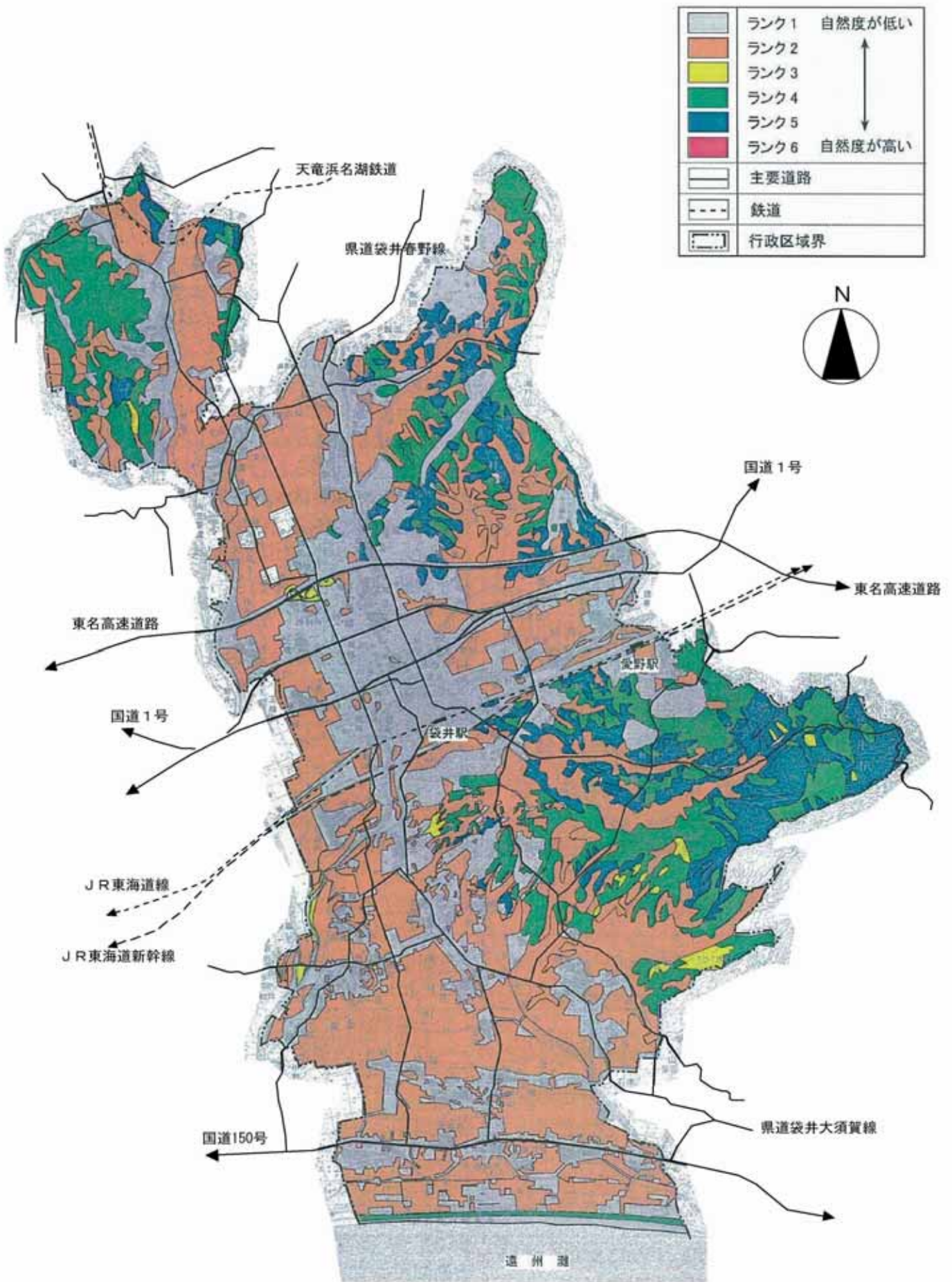
市域の南端部を形成する浅羽海岸には、海岸線に沿ってクロマツ林が形成されています。太田川や原野谷川などの河川流域に広がる農地は、主に水田として稲作が行われ、海岸付近の砂地地帯では畑作地が多く見られます。


植生現況図


	自然林		ススキ・ササ等の草地		公園内等の植栽地
	スギ・ヒノキ等の植林地		水田		主要道路
	クスギ・コナラ等の二次林		畑		鉄道
	松林		果樹園		行政区境界
	竹林		裸地		

(国土利用計画袋井市計画)

植生自然度



(国土利用計画袋井市計画)

2 緑の現況

(1) 施設緑地

ア 都市公園

(ア) 街区公園・近隣公園

街区公園や近隣公園は、市民に身近な公園として利用され、これらの公園の緑化推進や清掃活動は、市民の協力によって行われています。



街区公園（高尾町公園）



近隣公園（可睡の杜公園）

(イ) 広域公園・総合公園

広域公園として小笠山総合運動公園が整備されており、市内外から多くの利用者が訪れます。スタジアムやアリーナをはじめとした運動競技場や、小笠山の自然を体験できる遊歩道やビオトープなどが設置されています。

また、総合公園として愛野公園が整備されており、スポーツ施設や市民が集う広場が設置されています。



広域公園（小笠山総合運動公園）



総合公園（愛野公園）

小笠山総合運動公園

小笠山総合運動公園は、「健康とスポーツと自然」をテーマに、2001年4月にオープンしました。公園には、5万人の観客を収容するエコパスタジアムをはじめとした様々なスポーツ施設や、豊かな小笠山の自然を生かしたふれあいの森が広がり、市民の身近な施設としての利活用が期待されます。

公園マップ



開催されている主な事業

スポーツ教室



サッカー、陸上、ソフトボール、バスケットボールなどの教室が開催されています。

ファミリースポーツ



親子と一緒に楽しめるスポーツイベントやオリエンテーションなどが開催されています。

自然体験



エコパ自然塾をはじめ、小笠山の自然を生かした自然教室が開催されています。

文化・地域交流



フリーマーケットやコンサート、子供むけのイベントなど、様々な催し物が開催されています。

エコパサポーターズ

エコパサポーターズは、大規模なイベントからスタジアム見学ツアーまで、様々な事業を支えています。

サポーターズは、イベント補助、大型映像操作、施設見学案内、環境美化の4つのチームで活動をしています。



(ウ) 都市緑地

市内を流れる太田川や原野谷川には、河川敷を利用した都市緑地が設けられ、運動や散策などで多くの市民に利用されています。

市街地に近接する都市緑地は、街区公園や近隣公園などの身近な公園と同様の役割を果たしています。



原野谷川親水公園



広岡河川公園

(エ) 緑道

緑道は、歩行者や自転車が通勤、通学に利用するほか、ウォーキングや日常の散歩道として利用されています。



(都) 新池堀越線

イ その他の施設緑地

(ア) 都市公園に準じる公園

都市公園と同じような役割を果たしている農村公園や寄付公園、コミュニティ広場は、市民の身近な公園や広場として利用されています。



上貫名農村公園



二瀬コミュニティ広場

(イ) 公共施設緑地

a 公共公益施設における植栽地等

市役所、公民館、学校、下水道処理施設などに付属した植栽や、道路施設の植樹帯は、まちに良好な環境をもたらしています。



市役所



袋井東小学校

b 遊歩道・自転車専用道路

浅羽海岸沿いの県道浜松御前崎自転車道や、軽便鉄道跡地を利用した遊歩道などは、サイクリングやウォーキングに利用されています。



県道浜松御前崎自転車道



軽便鉄道跡地の遊歩道

c 旧東海道における植栽地等

旧東海道沿いには、松並木や一里塚があり、昔の面影を残しています。

また、本町宿場公園やどまんなか茶屋などが設置され、観光やウォーキングに利用されています。



旧東海道沿いの松並木

(ウ) 民間施設緑地

a 宅 地

住宅地や工業・業務地では、緑化が推進されています。

集落地にみられる屋敷林や生垣は、本市における特徴的な農の風景を演出しています。



住宅地の緑化（長溝地区）



花壇の設置（山梨地区）



集落地の屋敷林（諸井地区）



槇の木の生垣（富里地区）

b その他の民間施設緑地

市内の寺社の境内地、ゲートボール場や民間の植物園、ゴルフ場などは、観光やレクリエーションの場として利用されています。



可睡ゆりの園



寺社の境内地（寄木神社）



公園緑地の整備状況

都市公園

区 分	施設数	面積 (ha)
街 区 公 園	41	8.0
近 隣 公 園	3	4.8
総 合 公 園	1	12.9
広 域 公 園	1	158.0
都 市 緑 地	14	41.3
緑 道	4	0.9
合 計	64	225.9

都市公園に準じる公園

区 分	施設数	面積 (ha)
農 村 公 園	10	1.8
寄 付 公 園	64	2.4
コミュニティ広場	8	6.1



市民1人あたりの面積

区 分	面 積	備 考
都 市 公 園 全 体	27.2m ² /人	
公 園 緑 地 全 体	28.4m ² /人	都市公園と都市公園に準じる公園の面積
身 近 な 公 園 緑 地	7.8m ² /人	街区公園、近隣公園、都市緑地、緑道と都市公園に準じる公園

(2) 地域制緑地

ア 海岸

遠州灘海岸の一部を形成する浅羽海岸は、御前崎遠州灘県立自然公園に指定されており、天竜川から御前崎へと続く直線的な砂浜とクロマツ林が風光明媚な海岸の景観を形成し、貴重な植物が見られます。

また、市民・企業・行政の協働によるクロマツ林の植樹や草刈りなどの活動が行われています。



浅羽海岸のクロマツ



ハマエンドウ



ハマヒルガオ

イ 河川

太田川や原野谷川の河川敷には都市緑地が整備され、多くの市民の憩いの場となっているほか、堤防上の道路には桜並木や散策を楽しむ市民の姿が見られ、本市の良好な水辺の景観を形成しています。



太田川



桜並木とウォーキングの様子

ウ 農 地

本市の農地は、平野部に広がる水田と丘陵地の茶畑、海岸沿いの砂地地域の畑作地などにより形成され、本市における特徴的な農の風景を形成しています。

また、農業の振興と適正な農地の土地利用を図るため、農業振興地域が指定されています。



市街地周辺に広がる水田



丘陵地に広がる茶畑

エ 森 林

本市の森林は、小笠山丘陵地、宇刈丘陵地、磐田原台地に広がり、緑の稜線を遠望することができます。

また、遠州三山や市内の鎮守の杜などは、観光やレクリエーションの場として利用されています。

私たちの暮らしを守るため、特に重要な役割を果たしている森林は、保安林として指定されています。



小笠山丘陵地の森林



油山寺

オ 景観や樹容が特に優れている樹木・樹林

本市では、県及び市の天然記念物に指定された樹木や、袋井市文化協会によって選ばれた「袋井市の名木・古木」があります。

これらは、地域のシンボルや寺社等と一体となって歴史的・文化的な雰囲気をつくりだしています。



梅山八幡神社の森

カ 協定によるもの

緑豊かな住環境を形成するため地区計画や緑地協定があり、生垣などによる緑化推進が図られています。

また、1,000m²を超える住宅・商業地や工場用地などの宅地開発が行われる場合は、対象となる面積の3%を公園や緑地として確保するよう協力を求めています。



地区計画による生垣（久能向地区計画）



緑地協定による植栽（可睡の杜）

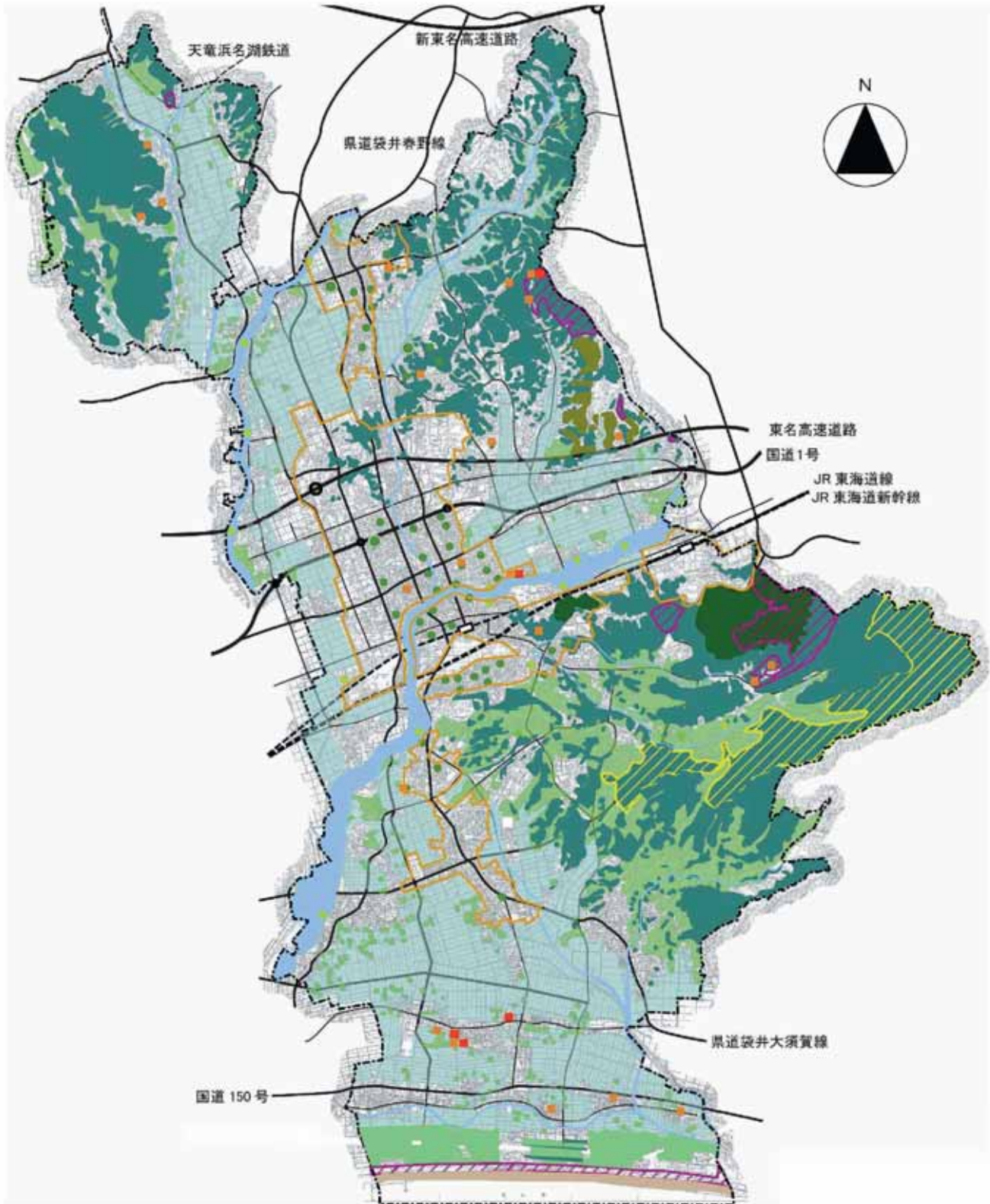


地域制緑地の指定状況

名 称	根拠法等	面 積 等
御前崎遠州灘県立自然公園	自然公園法	127.4ha
河川区域	河川法	27箇所 8.7ha
農業振興地域 (農用地区域)	農振法	5,835.1ha (2,653.5ha)
保安林	森林法	217.1ha
天然記念物	文化財保護法	県指定 油山寺の御霊スギ 市指定 大頭龍神社のマキ 梅山八幡神社の森 イマメの木 (柴田宅) マキの木 (近藤宅)
地区計画	都市計画法	8箇所 171.4ha ● 堀越地区計画 16.2ha ● 上川原地区計画 13.3ha ● 月見里地区計画 37.2ha ● 春岡地区計画 21.5ha ● 祢宜弥地区計画 20.0ha ● 上石野地区計画 38.9ha ● 掛之上地区計画 10.1ha ● 久能向地区計画 14.2ha
緑地協定	都市緑地法	4箇所 20.6ha ● 可睡の杜第一工区緑地協定 3.3ha ● 可睡の杜第二工区緑地協定 6.2ha ● 可睡の杜第三工区緑地協定 7.2ha ● 高尾台緑地協定 3.9ha
開発行為に伴う保存緑地	都市計画法	1箇所 3.5ha

(平成17年度末現在)

緑地現況図



	総合公園・広域公園		自然公園		森林		鉄道
	近隣公園		農用地 (水田)		国有林		行政区域界
	街区公園		農用地 (畑・樹園地)		天然記念物		開発行為に伴う 保存緑地
	都市緑地		河川区域		用途地域		
	寺社等		保安林		主要道路		

(都市計画基礎調査)

3 緑の課題

(1) 緑の量からみた課題

ア 市全体の緑の量について

市街地整備や宅地開発によって道路や宅地が増加しており、農地や森林は年々減少傾向にあります。開発においては、農地や森林の保全に配慮するとともに、一定以上の緑を確保するよう協力を求めるなど、緑の保全と創出に努める必要があります。



土地利用の推移

単位 ha

区 分	H2	H7	H12	H17	H27	H37
農地	4,091	3,900	3,727	3,690	3,490	3,244
森林	2,429	2,346	2,338	2,222	2,182	2,132
原野	138	135	128	121	108	93
河川・水面	611	609	603	602	598	594
道路	1,021	1,043	1,061	1,095	1,150	1,217
宅地	1,409	1,586	1,745	1,865	2,202	2,615
その他	1,159	1,237	1,254	1,261	1,126	961

(国土利用計画袋井市計画、袋井市都市計画マスタープラン)

※参考 平成17年度以降の都市整備計画

土地区画整理事業

地 区	面積 (ha)	期 間
駅前第二	8.2	H10~H22
祢宜弥	20.3	H10~H18
久能向	14.2	H14~H19
春岡	21.7	H7 ~ H21
上山梨第二	37.2	H9 ~ H21
上石野	38.9	H10~H21
田原田園	11.5	H18~H22
袋井駅南	40.0	未 定
上山梨第三	11.5	
計	203.5ha	

その他の事業

名 称	面積 (ha)	期 間
山科東工業団地造成事業	9.9	H18~H21
小山地域企業誘致事業	11.0	H17~
小笠山山麓開発事業	120.0	未 定
豊沢地区開発事業	21.5	
にぎわい新都心まちづくり事業(国本地区)	23.0	
計	185.4ha	

※小笠山山麓及び豊沢地区開発事業は調査面積

(国土利用計画袋井市計画、袋井市都市計画マスタープラン)

イ 公園緑地の整備量について

本市の1人あたりの都市公園の面積は $27.2\text{m}^2/\text{人}$ で、全国平均 $10.6\text{m}^2/\text{人}$ を大きく上回っています。また、都市公園と都市公園に準じる公園を加えた公園緑地全体の面積は $28.4\text{m}^2/\text{人}$ となっており、1人あたりの公園緑地の量は、十分に確保されています。

しかしながら、身近な公園や広場が不足している地域もあるため、こうしたことへの対応をしていく必要があります。

区 分		市民1人あたりの面積	備 考
都市公園	全体	$27.2\text{m}^2/\text{人}$	
	小笠山総合運動公園を除く	$8.1\text{m}^2/\text{人}$	
	【参考】市街地内の都市公園 用途地域内	$5.9\text{m}^2/\text{人}$	
	用途地域と接する都市緑地を 含めた面積	$10.7\text{m}^2/\text{人}$	
	D I D区域内	$6.5\text{m}^2/\text{人}$	
公園緑地	全体	$28.4\text{m}^2/\text{人}$	都市公園と都市公園に準じる公園の面積
	身近な公園緑地	$7.8\text{m}^2/\text{人}$	街区公園、近隣公園、都市緑地、緑道と都市公園に準じる公園

(平成17年度末現在)

※参考 市民1人あたりの敷地面積のめやす

- 都市公園法 … 市全体の都市公園の面積 $10\text{m}^2/\text{人}$
市街地の都市公園の面積 $5\text{m}^2/\text{人}$
- 緑の政策大綱… 都市公園等の面積 $20\text{m}^2/\text{人}$

※ 緑の政策大綱は、21世紀初頭に向けてゆとりと潤いのある緑豊かな生活環境を形成することで、国民が等しく健康で快適な文化の香り高い生活を享受できるようにするために、平成6年に国が策定しました。

(2) 機能別の課題

ア 環境機能

- 緑は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を吸収する機能があることから、緑の保全や緑化を推進する必要があります。
- 快適な生活環境を創出するため、公共公益施設だけでなく民有地なども含めた緑化を推進する必要があります。
- 小笠山丘陵地や浅羽海岸などでは、貴重な動植物が見られるため、保全する必要があります。
- 小笠山丘陵地などは、傾斜が緩やかで開発が行われやすいため、森林や農地などのまとまりのある緑の保全に努める必要があります。
- 河川の堤防においては、市民や企業の協力を得ながら、草刈りなどを行っていく必要があります。
- 特定外来種の植物が、在来種を駆逐するなどの問題が生じているため、拡大を防ぐ取り組みを行う必要があります。



特定外来種のおオキケンケイギク

イ レクリエーション機能

- 遠州三山などは、価値ある歴史的資源を有しているため、緑を保全する必要があります。
- 公園の利用促進を進めるため、公園の位置や魅力などを、広く情報提供していく必要があります。
また、市民の意見を踏まえながら、子供たちが楽しめる遊具や高齢者の健康づくりに役立つ遊具を設置し、安全で安心して利用できる公園づくりが求められます。
- 健康意識の高まりから、ウォーキングを楽しむ市民が増加しており、緑を感じながら移動できる空間を確保する必要があります。
- 土とのふれあいや、農作物を作る楽しみを創出するため、耕作されていない農地を市民農園として活用する必要があります。

ウ 防災機能

- マツクイ虫の被害が発生している浅羽海岸のクロマツ林は、防風・防砂等の機能を維持するため、保全する必要があります。
- 土砂崩れの防止など森林の機能を維持していくため、植林や間伐などの取り組みを行う必要があります。

エ 景観機能

- 良好なまちの景観をつくるため、沿道の街路樹や植栽は、景観に配慮した剪定や、定期的な植替え等の取り組みを行う必要があります。
- 集落地の屋敷林や生垣、背景となる農地、森林、河川などは、本市の特徴的な農の風景を形成していることから、これらの緑を守る必要があります。
- 景観や樹容が優れている樹木は、まちのシンボルや良好な景観を形成していることから、保全する必要があります。
- 地域の良好な景観を創出するため、公共公益施設や民有地を含めた緑化を推進していく必要があります。